

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番。1、市町村が行う一般廃棄物処分の原則等について。2、下田市森林の災害防止と公益的機能の増進について。

以上2件について、1番 土屋誠司君。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） おはようございます。

議長の通告どおり質問いたします。

市町村が行う一般廃棄物の処分の原則等について伺います。

昨年より、さまざまな問題点や違法が指摘され、違法を認めながら指導や是正もされないまま常識では考えられない処分業の許可を8月27日に出したことは、行政としていかがという観点から質問いたします。

一般廃棄物の収集・運搬及び処分は、市町村が行うのが原則であると、廃棄物処理及び清掃に関する法律にあり、同法第6条には、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画、すなわち一般廃棄物処理計画を定めなければならないとあります。同6条の2項に一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次の事項を定めるものとされています。

1として、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み。

2として、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項。

3として、分別して収集する物とした一般廃棄物の種類及び分別の区分。

4として、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項。

5として、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項。

6として、その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項を定めるとあります。

法第6条の5項には、市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、またはこれを変更したときには、遅滞なくこれを公表しなければならないとなっております。一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないことから、A業者は、処分業の許可申請を8月8日に提出し、下田市は8月27日付一般廃棄物処分業の許可をしました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条6項で処分業の許可をしていますが、6項の許可には、第10項の4つの条件に適合しなければ許可してはいけませんとあります。4つの条件とは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難であること、その申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する者であること、3として、申請者の処理能力など、4として、破産者で復権を得ない者となっております。これらの法第7条は一般廃棄物の処理業を業として行おうとする者に対し、必要な規制を加え一般廃棄物の収集並びに運搬及び処分を適正に行わせるための規定であることから、この許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に反するというこの考えから質問いたします。

質問の1として、下田市による一般廃棄物の処分が困難であることの理由を説明していただきたいと思います。資料を配付してありますけれども、これを見ていただければ、処理困難を明確に示すべきとあります。

質問の2として、処分業許可の申請内容が一般廃棄物処理計画に適合しているかどうか、また、どのように記載されているかについても伺います。

質問の3として、処分業の許可に関して、一般廃棄物処理適正化庁内調査委員会の2月の報告書に、調査委員会や環境審議会での検討を行い多くの意見を反映とあります。

さらに、私が6月議会において、環境審議会が6月に開かれたが、処理許可の問題があったことなどの報告がなかったと指摘し、許可日前の7月に環境審議会を開き、問題の報告と審議をしていただくとの答弁があったが、審議会は開かず、処分業の許可を一般廃棄物処理適正化庁内調査委員会だけで決定したことは、議会軽視、市民軽視と思います。市長の答弁を求めます。

質問の4として、6月議会の答弁に、チラシ広告について、指摘どおりしっかりと文書を出すとあります。その内容は、いつどのような文書指導をしたのかについて伺います。

次に、条例上の粗大ごみの範囲と処分業広告との整合性はあるかについて伺います。処分業許可業者のチラシ広告には、粗大ごみ、金属類、木材類、家具類、陶磁器、プラスチック、ガラス、自転車、バイク、電化製品、布団、おもちゃなどがあります。処分料金は1キロ当たり31円となっておりますが、下田市の廃棄物処理・清掃に関する条例の料金は一般廃棄物、

瓶、ガラス、缶及び金属類は1キログラム当たり7円と、家電4品目を除く自転車、鉄くず、その他処分困難物は1キロ当たり20円であることは、条例の料金と整合しておらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、下田市の条例の金額を超えてはならないとなっております。処分業者チラシ広告と条例と整合性はありません。これでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に反するということから質問いたします。

質問の1、処分業許可業者の処理手数料が、下田市の条例で定められた料金を超え、違法であることが昨年から指摘されているにもかかわらず、今回の許可更新申請まで何ら行政処分などをしてこなかった理由は何かについて伺います。

質問の2、処分業者は南伊豆町の処分業の許可がないのに、どうして南伊豆町のごみを下田市の業者の処分場で処分できるのかについての説明をお願いします。

質問の3、何ら行政処分をしてこなかったのは、行政トップの怠慢であり、不作為であると言わざるを得ないと思います。市長の答弁をお願いいたします。

次に、処分業の許可証に、処分業の営業の許可の範囲として、これも処分業の許可証が資料として添付してあります。見てください。そして、賀茂郡内の町まで許可となっておりますが、廃掃法上許可がどうして出せるのかについて伺うものです。A業者よりの一般廃棄物処理業許可申請書には許可範囲の記載がありませんが、一般廃棄物処理処分許可の更新に関する稟議書には、営業許可範囲として下田市、賀茂郡内の町とあります。そして、処分業許可証には営業の範囲として下田市、賀茂郡内の町とありますが、一般廃棄物の処理は自治体固有の事務であることからして、下田市が出す処分業の営業許可の範囲として、賀茂郡内の町まで下田市が許可を出すことがなぜできるのかについて説明を求めます。

次に、処分業許可業者の処理残渣を、下田市が無料で焼却しなければならぬのかについても伺うものです。処分業許可の廃棄物の種類は、可燃性及び不燃性の粗大ごみ、廃家電、2品目、洗濯機、エアコンとなっております。洗濯機及びエアコンの処分により発生する残渣分の受け入れ焼却処分、有料1キロ当たり7円は理解します。可燃性及び不燃性の粗大ごみの廃棄物の処分に発生する廃棄物の受け入れは無料とありますが、可燃性及び不燃性の粗大ごみの処分は、委託処理部分と処分業処理部分があります。粗大ごみの委託処理残渣の無料受け入れは理解できますが、処分業としての残渣を下田市が無料で焼却しなければならぬのは理解できません。その点について説明を求めます。また、処分業、業としての業の残渣は産業廃棄物になるのではと考えますが、当局の考えを伺います。

ここで、インターネットのフリー百科ウィキペディアに、この特化する一般廃棄物の処理

事業の許可ということで、注目すべき記載があったので、ちょっと紹介させていただきます。一般廃棄物は市町村の処理が原則であり、処理業者への許可はあくまでそれができない場合の例外的な処置に限られる。多くの場合はこの趣旨に沿って限定的な許可がなされ、業者もこの趣旨に沿って業務を行っているが、半面、競争相手となる許可業者が少ないということは、業者がその気になれば、とにかく許可さえあれば独占的に業務が行えるということでもある。そこで、余り世間の監視の行き届かない市町村では、裏で実際の首長や幹部職員と結びつき、あるいは圧力をかけ一般廃棄物処理業の許可を得て独占業務で甘い汁を吸おうという、もくろむやみ社会の関係者もいるようである。200年に栃木県鹿沼市で起きた市職員の拉致殺害事件も、このような背景のもと、過去のやみ社会とのしがらみを断ち切ろうとした正義感あふれる職員が犠牲になったと言われています。こういう記載がありましたので紹介しました。

次に、下田市森林の災害防止と公益的機能の増進について伺います。

森林は、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等さまざまな機能が発揮されることが、生活、経済の安定に欠くことができない緑の社会資本であり、森林機能の重要性がますます増しております。

森林の機能は、木材、土壌、多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持がなければならず、森林の整備及び保全を適切に進めなければ、森林機能が低下し、山地災害となり、一度損なわれれば森林機能の回復に超長期を要するとされています。

観光立市の下田市行政としては、景観上や河川、海の機能回復の源になる山林を整備し、保全が最重要と思います。

しかし、下田市の森林行政の除間伐事業などは年々事業が縮小傾向にあります。実際の森林整備の実態は、下田市の間伐促進事業においては、平成16年が6.88ヘクタール、17年が9.12ヘクタール、18年は8.82ヘクタール、19年は1.97ヘクタールの予定となっております。また、下田市独自でやっております広葉樹の除間伐促進事業については、平成16年度2ヘクタール、17年度が2ヘクタール、18年度は1.20ヘクタールで、19年はゼロとなっております。平成19年度の針葉樹の間伐促進事業は2ヘクタール弱で、今言いました広葉樹の除間伐はゼロと大幅に削減したことは、当局は18年度より森の再生事業、いわゆる森づくり県民税により森林整備ができるとしてきましたが、森の力再生事業は3つの条件があり、権利者による整備が困難、水源涵養などの公益性、緊急に整備が必要な荒廃した森林のすべてを満たす森林が対象となっております。稲梓地区は水土保持林、水源の涵養機能、山地災害防止機能を

重視、他地区の森林は、森林と人の共生林、生活環境保全機能、保健文化機能を重視であるため、条件を満たさないところが多いと思われます。間伐事業、広葉樹除間伐促進事業の削減は、森の力再生事業に該当しない部分に当て、少しでも山林の整備をし山地災害の防止、景観上や河川、海の機能回復をさせるのが行政の役目と考えます。

さきの台風9号で、大きな水害がありました群馬県の南牧村の被害増大の原因は、手入れがされていない杉林が拍車をかけたと報道がありました。下田市においても、平成3年の落合のヒノキ林の崩壊により落合の国道橋、河内の志戸橋の国道橋の流失等の原因の一つという経験があります。今後、下田市においても、暴風雨時に山林の樹木の崩壊による被害の増大が懸念されます。

ここで質問いたします。

質問の1として、山地災害予防面など、当局の実績や今後の森林に対する計画はどのようになっているのかについて伺います。下田市は植栽に補助を出しておりますが、その後の保育管理状況、荒廃などの実態はどのようになっているのか。

森林所有者などに森の力再生事業や間伐の実施などの働きをどのようにしているのかについて伺います。

質問の3として、森林の持つ公益的機能の維持、増進について、下田市の取り組み計画をお聞かせください。

次に、今年の夏の大雨により、八木山の市道上の山林の崩壊による通行どめなどがありました。今回の台風9号においても各地で、今までも広葉樹等は根こそぎ倒壊というのは余りなかったんですけども、土壌の深いところでも倒木等があります。そのようなことから、課題となった樹木によりいつでも、どこで起きるかわからない崩落が懸念されますので、道路に、市道上に覆いかぶさる竹木などは、個人の財産ですけども、伐採に 何らかの方策を考えなければならないと思います。これらについての解決策はないかについて伺います。

また、このようなことを、伐採等されておれば、災害復旧について多大な費用もかからないと考えますので、その辺について伺いまして、以上、主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） それでは当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初のご質問でございました、一般廃棄物処分の問題で幾つか、またご質問があったわけでありましたが、その中で今、市長の見解というのを求められた部分がありますので、私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、議員の方から6月の議会でもって、許可の関係等につきましての、あるいは処分の方針、こういうものにつきまして、審議会の中で議論するようなものだということのご指摘がありました。担当課長の方から、もそのような予定をさせていただきますという答弁をしたということでございます。これにつきまして、実際には、その審議会を開かなかつたのではないかというご指摘が、今ございました。実際、この問題につきましては、例えば許可の更新の問題につきましては、いわゆる新規のものであれば審議会というこ ともあったんでしょけれども、更新の何回かの、再々更新とかそういうような形の許可の申請であるという判断で、この調査委員会の中でも担当課を入れてあるわけでございますから、検討したそうでございます。その中で、今申し上げましたように、新たな申請じゃなくて、再更新という中での申請であったために、調査委員会の中で十分な議論をして、それでよしというようなことでやらせていただいたということの後日、私の方にも報告がありました。

もう1つのご質問でありますけれども、条例にそぐわない処理の1キログラム 20円のもの を30円でやってきた、この辺の問題につきまして、それまで、何らの指導、処分等をしなかつた行政のトップの怠慢であるというような、今ご指摘をいただいたわけでありますけれども、大変申しわけございません。本当にこの問題につきましては、現実、許可を出すときに30円の申請というもので許可を、市が正式に許可を出してしまったという経緯があるわけ あります。その中で行われてきた問題であります。やはり相手があることとございましたので、今回この調査委員会の中でも14回にわたる長きの委員会の中でも相手業者も呼んで、しっかりその辺の意見等聞き取りをする中で、調査委員会の中では、今回の許可の中では、条例に合った20円ということで了解を得てやらせていただいたということで、大変相手があることとありましたので、この問題につきましては、正式に過去に30円で許可をしてあったという事実、これによって業務が行われていたということでの形で、大変遅れてしまいました が、今回の9月1日からの許可の答申については、しっかりと20円というものに改めさせて いただいたわけであります。

また、そのほかの細かいご質問については、担当課の方から答弁させていただきますが、もう1点の市の森林関係のご質問で4点ほど、3点ぐらいか出てきました。この問題につき ますともやはり防災の問題、あるいは環境の問題に大変絡んでくる問題であります。やはり、 森の整備というものがいかに大事であるか、これによって災害の防止ができる。あるいは、 今環境問題で言われておりますように、二酸化炭素の吸収もやはりしっかり森林がしていた だくわけありますから、それから、水源の涵養の問題もあります。こういうことを踏まえ

まして担当課の方から、今現在取り組んでいる問題点、それから県でつくった財源ができましたよね。森の力再生事業ですか、こういう中で取り組んでいる状況等、また担当の方からご報告申し上げたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） それでは担当の方からお答えいたします。

まず、1番目の問いのことでございますが、7条 10項の中の許可要件の部分で処理が困難ということのことでございます。今回の、昨日市長の方からも説明がありましたが、今回の許可につきましては、更新の許可ということでこの更新という観点の中から更新の申請者の能力というものが従来と特段の変更がないと、そういう判断の中で 事業実績等考慮した中で適当ということで更新の許可をしたところでございます。また、この施設の処分につきましては、この市の廃棄物処理の保管しているというそういう部分の施設と、そういう観点の中からも能力に変更がないという考慮の中から更新の許可をしたところでございます。

次の2番目のご質問ですが、処理計画にどのように記載されて適合しているかというご質問でございます。これにつきましては、5年に1回、1回見直しをすることになっておりますのが、この一般廃棄物の処理基本計画でございます。この基本計画を現在策定するための事務を進めているところでございまして、この計画に整合を図っていくよう今進めているところでございます。また、毎年当初ですけれども、年度の実施計画を策定しているわけですが、その策定の中で、今回粗大ごみの中間処理は、許可業者を加えたそういう計画として策定しているところであります。

それから、問いの4番目でございますが、この6月議会の答弁でチラシ広告について指摘があってこの文書を出すと、こういうことでその文書の内容をいつかというようなご質問でございますが、これは、業者を呼びまして7月 1日付でございますが、2点にわたりまして文書を出したところで、直接手渡したところでございます。内容といたしましては、このご質問のとおりチラシにつきまして、この許可以外の廃棄物がこのチラシに含まれていますので、そういう市民の誤解や混乱を招くおそれのないような表示に改善することということ。それから、この処分の許可に関する廃棄物の量につきまして、関係する当該の町にこのこと、数量についても報告をしていくと、この2点につきまして、文書で指導したところでございます。

大きな2番目の問い1でございますけれども、行政処分ですか、をしてこ なかったのはなぜかという問いかけでございます。これは、先ほど市長の方から問3のところ答弁があっ

たことと共通するところがございますが、30円での申請を市が受け、許可してしまったというところが理由になろうかと思えます。

また、問い2につきまして、南伊豆の処分業の許可がないのに南伊豆の粗大の処分はできないのではないかというご質問でございます。これにつきましては、この業者ですけれども、収集・運搬の許可が各、南伊豆からあるわけございまして、そして、かつ下田の処分業の許可を得ているということでございます。そういう部分の中でできるという部分、そしてなおこの業者は南伊豆に対してもこの処分の報告をするべきであるわけございまして、そういう中で、その指導はした中で南の方にも報告をしていると、そしてまた、南の方から、こちらの方にも報告が入っているというこういう流れの中から、処分はできるという解釈をしているところでございます。

また、大きい3番目の問いでございますが、賀茂郡下の町で下田市がなぜ許可を出すことができるかというご質問でございます。先ほど南の方の部分でもお話ししたとおり、業者はこの郡下の各町のこの収集・運搬の業の許可を持っておりまして、13年の処分許可の申請に各町の収集・運搬の許可の写しが添付されておりまして、そういう部分の中から賀茂郡下の町の処理というのができるということございまして、また、下田市におきましては、先ほどのとおり施設の処分の許可を認めているという中で、また、ほかの町におきましても、この処分をしているということを町の方から数量の報告がなされたということの判断を見ましても承知しているというふうに判断しております。ということでございます。

それから、4番目でございますが、処分業残渣の無料についてのご質問でございます。処分残渣の。これ、昨日もご説明申し上げましたが、法の中でこの市町村の区域内の廃棄物は、市町村が処理しなければならないという、こういう大きな前提があるわけでございますが、業者に持ち込まれた粗大ごみとはいいいましても下田市から発生した、また持ち込まれた粗大ごみでございまして、そういう廃棄物につきましても、区域内の廃棄物ということで、市が処理しなければならないとこう判断しているところで、その業者の受け取る料金につきましては、破碎をするための処理費用のみという部分の中から無料という判断をしているところでございます。また、処分業の残渣は、産業廃棄物ではないかというご質問でございますが、まず、この廃棄物につきまして、この出発点といえますか、ここが一つの判断ととらえます。まず、今回のこの業者が処分している廃棄物につきましては、市民から排出された一般廃棄物でありまして、その一般廃棄物がいろいろな段階を踏んで処理されていき、最後に最終処分となるわけですけれども、その流れの中で一般廃棄物が最終処分まで一般廃棄物というこ

とになりまして、途中から産廃にということにはならないわけで、そういう解釈で一般廃棄物という中で、この残渣は一般廃棄物というようなことになるわけでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 1点目でございます。山地災害予防面の実績と今後の計画ということでございますが、詳細な資料、実績を今日持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきます。

それから、今後の計画についてでございますが、森林の災害防止には、荒廃森林の保全や再生を含む総合的な治山事業の取り組みや、森の力再生事業を活用した水土保持林の複層林化により、土砂災害の防止、それから水源涵養等の回復を図る取り組みを進めております。

2点目でございます。下田市森林整備計画により森林所有者の働きかけはということで、その後の保育管理状況、それから森林所有者への働きかけということでございますが、個人の所有については、保全管理の面では、議員もご存じのとおりだと思いますけれども、十分なものとは言えない状況にあるというふうに感じております。そこで、森林整備計画の中にも、30ヘクタール以上のまとまりを持った森林所有者には、計画に適合した森林施業計画を自発的に作成し、具体的な伐採、造林等の実施に関する計画を策定することとなっております。一般の森林所有者につきましては、伐採及び伐採後の造林計画の届出により把握することとなっております。森林整備の必要性、公益性について、一般の方すべてに手紙を出してというわけにはいきませんので、広報、ホームページを通じて働きをかけていきたいというふうに考えております。

それから、3点目ですけれども、森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等さまざまな機能の発揮を通じて、私たちの暮らしと深く結びついております。これは議員と同じような考え方持っております。この森林の持つ公益的機能を維持、増進していくためには、森林事業、治山事業に今まで以上に取り組む必要があると考えております。市といたしましては、間伐事業の補助金、市営造林の保育施業、森の力再生事業の活用、それから治山事業の推進等を通じて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、予算の点でございますけれども、担当課としては、森林の保全管理に十分なものとは思っておりません。ですけれども、現在の財政状況、バランスをとってやっているということでご理解願いたいと思います。森林の重要性をこれから訴えまして、予算確保に努

力していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 道路にかぶさる竹木の伐採の解決策でございますけれども、現時点ではできる範囲で、地域の方々の協力を得ながら伐採をしていただいておりますけれども、地域の方々のボランティア、やはり限界がございます。そういった場合に当然、市の方に要請があるわけですので、そういった場合には当然、市の方で伐採しております。また、状況によりましては、木の覆いかぶさっております竹木の山の所有者を調査して、山の方にもお願いする場合がございますが、下田市全域を、道路のかぶさらないように、木がかぶさらないようにするには、今非常に困難な部分があります。平成 15、6 年に緊急雇用対策事業というありがたい事業がありまして、その際に、下田市全域をこの事業で覆いかぶさっている木を切らせていただきました。そのような事業をまたあれば積極的に活用していきたいと思っております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 当局、答弁をお願いします。

番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 問1の最初のご質問ですか。

お答えをしたんですけれども、要するにこの困難という、処理が困難ということの部分につきまして、まず平成 13年に許可、当初検討して、申請ですね。今回は更新ですけれども、この当初の許可、この検討の中でこの施設が、要するに市の方としてこの粗大の施設がないため処理が困難というふうに判断しているところでございます。計画のことにつきましては、先ほどご説明したとおり、今年度当初におきまして、この実施計画におきまして、この処分業の処理につきまして加えたというお返事を申し上げたところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 今の再答弁の、何か納得いかないんですけれども。まず、この先ほど資料にも配付しましたけれども、今一番問題になっているのは、困難な理由を明確に示すべきと載っております。これでは、納得いかないですよ。なぜ、処分を、13年の中で粗大ごみの施設がないから判断したって、今現在で判断すればいいじゃないですか。今そんなに処理困難なことがある、その理由をはっきりしてください。

それから、処理計画に適合していないということで、今言いました。処理計画に適合していなければ明らかに法律違反ですよ。それを今から加えるからいいなんて、こんなことをやっていたら、何だってよしになってしまうのではないですか。こんな答弁というか、はないと思うのですよ。法に違反しているのは今から直すからいいとなったら何だってよくなってしまわないですか。だから1回はけじめつけなければまずいと、昨年から言われているでしょう。それをやっておかないやはりトップの怠慢だと思います。

それから、13年から許可をされてきて、再許可だから環境審議会にかけなくていいなんてそれはとんでもないことだと思うんです。まず1つとしては、議会軽視だと思うんです。議会答弁でやりますと言ってそれからなぜやらないかそれもなくて、審議会において、処理計画においても、こういう下田市の事情を話して、こうだからというのがなかったら今度の処理計画つくるに当たっても必要なわけで、その処理計画を、審議会に5月にあったときもこういうことがあったという報告もしていないんです。これ当局だけでやっておかしいと思うんです。せめて報告して、この方向で行くとか、その辺についてどうなんですか。

それと、チラシの広告については2回指摘して直したと言いますけれども、このチラシは明らかに法に反すると思うんです。それで、下田市の廃棄物処理計画の、制度が、条例の料金体系とは一致していないんです。その辺についても答弁なかったし、どうなんですかこれは。それで先ほど、30円、20円は。30円は出してしまったからもうしょうがないではなくて、そういうことがわかった時点でいろいろなことを判断するのが行政というか、法に照らし合わせて方向を変えていくべきだと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

それから、この南伊豆町のごみですけれども、収集・運搬の許可があるからといっても、南伊豆の処分業の許可は出ていないんですよ。この広告にも載っていますけれども。収集・運搬は載っているけれども、処分業の許可は下田だけなんですよ。それを下田で処分できるという理由はどこにあるんですか。これは絶対ないと思うんです。ちゃんと教えてくださいよ。

それから、次に処分業の営業の範囲というか、こういうのは許可要件になぜ、営業範囲というか、処分業の許可というのは自治体の固有の事務であって、他市町村のものまで、なぜ許可が出せるんですか。これは絶対おかしいと思うんです。しかも、申請書には記載がないんです。それをなぜくっつけているのですか。前回にもなかったんです。今回は載っている、その辺がおかしいと思うんです。

それから、残渣処分を委託処分と処分業の処分が業としてやったものは、業としてやった

ものはもうその人のものなんですよ。委託処分は、残ったものは、それは下田市のごみでもどこのごみでもいいんですけれども、委託処分で、業としてやったものは、仕事としてやったもので、要らなくなったものは産廃でしょう。それを一廃で出発したものは最後まで一廃で、それはないと思うんですよ。その辺も明らかにして ください。

それから、森林の整備の、森林の大切さはわかっていると思います。この公益機能とか、今下田市は観光立市と言っていますけれども、海、山、川、すべてがよくなければ、特に海がよくなるためには山林を整備するのが一番で、各地でその実績は上がっていますよね。その点についてぜひ予算は少なくとも、せっかく下田市にある広葉樹の除間伐の、条例上あるものをゼロにするとかではなくて、予算はなくても多少はつけて森の力再生事業で当てはまらないところがたくさんあるんですよ。その穴埋め的にも、少しでも継続すべきだと思うんです。その辺についてはどうですか。ぜひお願いいたします。

それから、道路に接した樹木等は、皆さんよその地主だったり、地域の人でも高齢化等で切れないという、そういうところはやはりある程度は建設課で申し出ればやってくれるのですか、その辺をお聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 最初のご質問の、処理が困難という部分のことでございますが、先ほどの答弁は、更新という解釈の中でのことでございます。もう1つあそこに、現にこの施設が存在していると、そしてまた、補完的にこの処理を進めている ということもこの更新の判断の中にあるということもでございます。

また、計画に適合していない、今ないのではないかというご指摘でございます。基本計画、先ほどあったとおり、今策定、検討中でございますが、まず、この実施計画において、今年度そのような処分について加えているということで、今計画という部分で適合していると判断しているところでございます。

この審議会につきましては、私もその通りの答弁をしたところでございますが、私自身このような答弁をすること自体どうだったかという部分もありますが、いろいろな部分で審議会の開催をさせていただくことが、事務の状況をとらえまして、ちょっと困難が生じてしまったというのが現実でございます。

それから、チラシが明らかに法と反するというところでございます。このことにつきまして、先ほど、7月の文書でそういう指摘をしたところでございますが、今回更新の中で、その部分につきまして簡素化したそういう内容としたことも承知しておりまして、そういう許可の

内容から判断して、また以降のチラシは出ると思っております。

30円の問題、わかった時点でということでございますが、このことにつきましても、いろいろ調査委員会、たび重ねた中で、また、業者等呼んだ中で、いろいろ詰めていった中で、何とかこの更新のときに20円と、一致ということまでたどり着いたところでございまして、なかなか、わかった時点ですぐということとは非常に困難を極めていたというのが現実でございます。

また、南の収集とかで、下田の処分ができるのかと、南のごみをということでございますが、先ほどのご説明と同時に、またあそこの施設の設置のときに、設置については県知事の許可ということで、許可がなされているわけでございますが、そういう許可のときの規模につきましても、賀茂郡下の施設処理量を処理できる可能な施設になっているという中の設置の許可がなされているという中で、能力的にも可能であるという中から、また、各町村の収集・運搬の許可がなされている。また、各市町も承知しているという中で、処分の可能ということの判断でございます。

また、そういう部分で、この営業の範囲という部分で記載しているところでございます。

また、残渣の部分につきまして、業として行っているものは、その残渣というのは産廃ではないかというご質問でございますが、一般廃棄物の中にも事業系一般廃棄物と、それ以外の家庭とか、本当の一般廃棄物というような分類もされておまして、必ずしも業で出る廃棄物がすべて産廃というふうなとらえ方はしていないのが法の解釈でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 森林の機能が、海に大きく寄与していることは十分承知しております。森の力再生事業では対応できないゾーンがあるということも承知しております。先ほども述べましたが、森林の重要性を今後さらに強調いたしまして、予算確保に努力したいと考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 伐採につきまして、建設課に申し出れば市であるのかということでございますけれども、すべてすることはできませんので、申し出があった場合には現場に行きまして、地区の方々と協議しながら通行の支障のぐあいによってできる範囲で建設課で対応するという形になろうかと思えます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 何か環境対策の回答が十分でないので。

まず、処分が困難である理由をはっきりしてください。法に基づいて。

こんな答弁では困ります。

議長（増田 清君） 暫時休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時 4分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、1番 土屋誠司君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

副市長（渡辺 優君） まず、再々質問の答弁の中で、1点、困難な理由、この件につきまして、課長の答弁では納得できないということでもございました。課長が答弁していることは決して間違ってもいないし、そのとおりだと思いますが、若干整理をいたします。

私が申し上げますと、平成13年度の許可当初の審査におきまして、施設がないため、困難ということで許可を出しております。その後、下田市におけるごみの量も若干の変動はありますけれども大きな変動はない、また、市が持っている粗大ごみ施設、処理施設もないということから困難性については、許可の当初から変わらないと判断をしているものでございます。それから、補足の説明になりますけれども、議会軽視ということで、大変、審議会に報告もしていないのではないかと、かけてもいないのではないかとございいます。これも、庁内の調査委員会の中でいろいろ議論をいたしました。経過も十分調査委員会の中で、承知の中で議論をいたしましたが、これはあくまで課長も答弁していますように、新たな大きな許可を出すときには、担当課のみならず、調査委員会で十分に、また、審議会にもかけるといいますか、審議機関はご承知のとおり諮問をして答申をいただくこととございいますから、許可をどうしましょうかということはないわけとございいますけれども、そのような形でやるわけとございいますけれども、今回は、課長も何回も述べておりますように、更新ということとございいます。更新ということは、先ほど来、議員も言っていますように、許可の条件に何ら変更はないということからの判断から更新せざるを得ない、更新をしようという調

査委員会での決定で、これは行政機関としての決定に基づく処分でございます。

それから、違法の状態、20円、30円の問題でございます。何度か報告をさせていただいております。この調査委員会、先ほど来、市長もまた、課長も報告しておりますように、今まで14回開いておりまして、何度か責任者を呼んでいろいろ協議をしましてまいりました。業者も結論としては、大変このような問題で、議会で議論をされているということに対しましては、大変申しわけないというような思いも持っております。もう1つはやはり、そういう大変マイナスのイメージが企業の業績といたしますか、影響しているということで、できるだけ早くそういうものについて、市が言うことに前向きに検討したいという姿勢を示しておりましたものですから、何回かそれに沿って話をしてきた結果、今回の新たな更新の中で違法状態を解消しようということで合意になったわけございまして、議員の言われることもわかりますけれども、この廃棄物の処理の問題については、大変こう複雑な問題、また、今までに経過がございますことは十分承知をしてくれているかと思っております。調査委員会におきましても、何度か申し上げておりますけれども調査報告をいたしまして、今までの問題点も全部出しました。そして、現状がどうなっているのか、そして、どのような形で改善をしていくかということも示しましてございまして。一気にすべてはできませんけれども、相手側の企業もそういう姿勢でいますので、今後も担当課に任せることなく、調査委員会が窓口となっている今回も議論をしていただきました問題について解決を図っていききたい というふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 廃棄物処理計画に適合していないと言いましたけれども、いないということはもう廃掃法違反ではないですか。その辺についてはっきり答弁をいただきたい。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 処理計画に適合していないというか、処理計画に何らかの形で記述がなかったということで、これは大変申しわけないと思うんですが、実施計画において、このような指摘を受けた段階で今回処分の業者の記述をさせてもらったものでございまして、議員の言われることも後追いで後追いでということで、大変こう反省をいたしますが、これらについてはそのような処置をしたということでご理解いただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 本年度の処理実施計画には載っていますか。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 載っております。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） まず、なぜ処理許可証のときにも言いましたけれども、南伊豆のごみをどうして下田市で処分できるのかそれを明確にしてください。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 先ほどご説明申し上げましたが、重ねて、関係機関に確認をした中で判断をしているところでございます、そういう見解の中で、南伊豆の収集運搬の許可と、下田市の収集・運搬……

〔「処分だよ、処分」と呼ぶ者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 下田市の収集、運搬と中間処分の許可があれば、また、適法であるというふうな判断をいただいております、下田市と南伊豆の一般廃棄のそういうことで、お互いがそういうことをしているということがなされていれば、問題ないとこのように回答を得ているところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 関係機関というか、どこでどういうものがあつたか明らかにしてください。どこで判断を。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 一応、参考意見的な部分でお聞きした部分でございますけれども、県の方に一応確認した中でこのところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 県で参考意見を聞いて、その後の判断は下田市独自で進むべきではないのですか、これ下田市固有の事務ですよ。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） ということで、下田市固有のというか、この一般廃棄物については、市町村に自治事務ということの中から、そういう参考の中から判断しているということでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 処分業の許可証の業務の範囲の賀茂郡内と、これは申請書内にどうしてこういうものがついているのですか。その自治体の固有の事務を他町の分までなぜこん

なことをできるのですか。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 先ほどご説明したとおり、その設置のときにおいて、他町の収集・運搬の許可を添付された中で、許可がなされているところから判断をしているところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 収集・運搬ではなく、処分業の許可ですよ。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） だから、処分業の許可については、その下田市の処分の許可を出していると同時に、その施設が郡下の規模のものであるという中の判断でございます。

議長（増田 清君） 1番。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） ちょっと質問者以外はすみません。

11番（土屋誠司君） もうちょっとはっきりしてくださいよ、この発言は。処理業の許可が、各町村の固有の事務を下田市が出せるわけがないでしょう。それがなぜこんなところに、許可証に出して。越権行為だよ、こんな。これどこに、これも県に相談したのですか。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 何回もちょっとご説明申し上げておりますけれども、要するに、そういう各町村の収集・運搬の許可があり、また、下田市に存在する施設の設置の許可が県からあり、その規模が郡下の規模であり、また、下田市がその許可の指定をしているという解釈の中から判断をしているところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） これは処分業の許可ですよ。処分業の許可というのは各町村の固有の事務ですよ。それを何で処分の許可に他町村の分まで入るのですか。これは、明らかにまずいでしょう。明らかに。ただ、今まであそこの処理施設とか何かは、それは粗大ごみとか建設廃材とかそういうものの施設でしょう、施設の許可で、一般廃棄物の処理業の許可とは違うのです。それははっきりしてくださいよ。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） ですので、先ほどちょっと見解をした中で、要するにそういう流れの中でいいと。要するに各町村の収集・運搬の許可、そして、その施設が存在する市

町村の業の処分の許可があれば、その町村が承知していればその処分はできると、こういうことでございます。

議長（増田 清君） わかりました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 14 分休憩

午前 11 時 41 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、1番 土屋誠司君の一般に質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

副市長（渡辺 優君） 再三にわたり休憩をとらせていただきまして、大変申しわけございません。質問者の指摘、また意見に対しましては、再度調査委員会を中心に庁内で検討をいたしまして、意見に沿うような形の方法を検討をいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） いいですか、終わりですか。

これをもって、1番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 42 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位 5 番。1、子育て支援について。2、環境教育について。

以上 2 件について、7 番 田坂富代君。

7 番。

〔7 番 田坂富代君登壇〕

7 番（田坂富代君） 清正会の田坂富代です。

議長の通告に従い順次質問させていただきます。

まず、議長の許可を得て、皆様のお手元に資料を配付させていただきました。こちらは下田小学校の学童保育、放課後児童クラブの平成 18 年度、19 年度の実績ですので、ご覧いただ

けたらと思います。

それでは、第1点目の子育て支援についての学童保育について伺います。

5年前にこの場に立ち、子育て支援の質問をしたときのことを思い出しております。この議場で何度もやりとりし、市長の政治決断の中で、学童保育が実現いたしました。賀茂地域ではただ1つの学童保育です。厳しい財政また、空き教室はないと言い張る学校サイドを説得し、実現したことは子育て支援の重要性を認識し、真剣に取り組んだ結果だと思えます。教育長にも当時随分ご苦労いただいたのを記憶しております。市長、教育長、そのときのことをぜひ思い出していただきたいなと思っています。

まず、学童保育の現状ですが、通常月は、平成18年度これが16人程度、平成19年度が18人程度。夏休みは平成18年度が74人、平成19年度が92人。他の長期休暇が、平成18年度で34人から37人と利用者は増加しています。開所した平成14年度と比べると子供自体は少なくなっているにもかかわらず利用者は大幅に増えています。お手元の資料にもありますが、夏休み期間中の参加数の延べ合計を見てみますと、平成18年度1,126人と平成19年度1,678人、これ比べますと実に150%の伸びとなっております。この配付させていただいた資料を見て、何を感じていただいたでしょうか。夏休み大盛況でよかったなと感じたでしょうか。私は、7月31日に午前8時半から午後1時半まで、ボランティアとして学童保育に参加したわけですが、大きな問題を感じました。まず、これだけの大人数の子供に対して、指導員の数が少ないことが挙げられます。指導員不足をボランティアで賄ったのかなと思ったわけですが、私が参加した7月31日は、子供の数は65人、指導員が2人、ボランティアが3人、このボランティアの3人は、1人が1日、2人が私と伊藤議員で午前と午後それぞれが参加したわけです。ですから、通していえばボランティアは2人です。そのほか午前中に2人の方が少しの時間ボランティアとして参加してくれました。もしこのボランティア参加がなかったら、65人の元気いっぱいの子供たちの指導を2人で行っていくということになります。これでは、指導員さんが忙し過ぎます。朝、子供を親御さんから預かり、名簿に書き、たびたび人数を確認し、子供たちの安全を見ながら、そういう大変な思いの中で、忙しく働いているわけです。これを担当課長さん、市長さん、教育長さん、もしかしたら見ているかもしれませんが、それでも、本当にすごい仕事量です。これでは、一番大切な安全を保つことが難しいですし、目が届かないということになります。また、本来の学童保育である、生活の場、家庭の延長という機能が果たされていないと思われまふ。少ない予算の中、指導員の方々は本当に一生懸命学童保育に取り組んでくださっています。いろいろな工夫をし、頑張ってくれています。

せめて利用者の多いこういう長期休暇のときくらいは、安全の面から考えても、きちんとした形で指導員を配置する必要があります。

そこで、第1点の質問になりますが、この学童保育の現状をどのように考えるか、そこをお聞かせください。

さて、厚生労働省と文部科学省が連携して行う放課後対策事業として、市町村において放課後子どもプランを策定し、小学校区ごとに実施をしていくことになりました。

この放課後子どもプランは、文部科学省の放課後子ども教室と厚生労働省の放課後児童クラブを一体的に行う事業です。下田市の場合は、放課後児童クラブしか実施していませんから、放課後児童クラブの拡充ということになります。子ども教室の対象というのはすべての児童ですから、現在の放課後児童クラブの問題点の、対象が小学校1年生から3年生までということも解消されると思います。ご承知のように、この放課後子どもプランの目的は、地域社会の中で放課後に子供たちの安全で健やかな居場所をつくり、それを推進していくということです。市町村の体制及び役割は、市町村においては、放課後子どもプランを策定し小学校区ごとの円滑な放課後児童対策事業を実施すること。市町村における事業の実施は、小学校区内における実施が原則で放課後子どもプランは小学校内で行うことを基本とし、このための事業計画の策定に当たってはできる限り余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を検討する。また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な活用に努めることとする。こういうことになっています。

平成14年度に、放課後児童クラブを実施するまでに障害となったのは、さきにも触れましたが、学校には余裕教室はないという学校サイドの考え方でした。縦割り行政の弊害がありました。しかし、子どもプランは、国の方で厚生労働省、文部科学省と一体となって行うプランですから、縦割り行政の弊害も解消されているわけです。

もう1点ここで、ぜひ触れておきたいと思うことは、余裕教室はないと言っていた下田小学校に、東部養護学校の分教室のために教室を3つ空けております。これは、苦渋の選択だったということもお聞きしていますが、教室を空けることができるという、このことが実証されたわけですから、今後、余裕教室がないという答弁は私は一切認められないということをお聞かせいただきたいと思います。

そこで質問ですが、2点目として、現在3年生までの放課後児童クラブですが、6年生まで拡充する必要性を感じているかどうか。また、子どもプランとして結構ですから、その実現の時期を伺います。

3点目として、各小学校への配置の必要性、その実現の時期を伺います。

子育て支援についての、2点目の子育て支援センターについては、先日、沢登議員が質問されましたので割愛いたします。

今回の子育て支援の質問では、学童保育を中心に質問させていただいたわけですが、子育て支援は本当に多岐にわたっております。余りにも急激な社会変化に行政がついていけないということもありますが、しかし、やっていかなければならないことであります。

4点目として、今後の下田市の子育て支援に関する基本的な方針をお伺いいたします。

次に、2点目の環境教育について、質問いたします。

この質問をなぜするのかという、私の基本的な考え方をまず述べさせていただきます。

下田市は景観行政団体となり、まちづくりを始めようとしているところであります。この景観のベースとなるのは、豊かな自然であると思います。豊かな自然環境をきちんと守っていくためには、環境問題を私たちのこととしてとらえていかななくてはなりません。グリーン購入ネットワークが、2002年11月にホテル・旅館利用ガイドラインを制定し、それが発展した形で、エコチャレンジホテルということ、そういう形になって、現在300施設を突破しました。観光地が、環境に配慮するのが今や常識になっているという、そういう認識を持っています。

さて、平成15年に環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が施行され、学校教育の中では、総合的な学習の時間での取り組みを初め、各教科の学習の中でも、環境教育に関する学習をしています。では、企業や一般家庭に対して、そういう環境教育は行われているのでしょうか。繰り返しになりますが、下田市は観光地として、景観行政団体として、総合的な環境対策が求められています。さきに土屋誠司議員が質問されましたけれども、山を守る、手入れをする、川、海、すべてつながっていくものですから、その総合的な環境対策、その根源となる、第一歩となる環境教育の必要性を感じているかどうか。また、この現状を把握した中で、今後どのような取り組みをしていくのかを伺います。

以上で主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の子育て支援につきましては、今議員が久しぶりのご質問ということで、5年前に市長は、当時の質問に対して子育て支援をしっかりとやっていくという答弁をしていると。その後の流れ等、細かくまたご質問等が出ております。先般、8月の末に男

女共同参画で子育ての問題、いろいろな問題、お母さん方と議員との話し合いが行われました。田坂議員もその中に出席されて、多分いろいろなお話、それから、ご自身が今のお話の中では、放課後学童保育というような形の中で、伊藤議員とともに夏休みの1日、ボランティアでやってきた体験というのを今お話をされたわけでありましてけれども、この数字を見ますと確かに放課後の児童クラブの数字がどんどん伸びておる中で、指導員の少なさということで、大変、ボランティアでやられる方の負担というのも大きくなっている。その反面これだけの子供が参加した中で、安全面ということも目が届かないのではなかろうか、こういうご指摘、まさにそのとおりだと思います。また、後ほど教育委員会の方から、細かいご質問の中の答弁はさせていただきますが、当然、子育てをなさっている方々への政策というのは、今後大きなウエートを行政の中には占めてくるわけでありまして、それに対しての考え方しっかり担当課と打ち合わせをしながら、支援をするような施策、それから例えば財政的な支援も若干出てくるのであればそのような配慮というものもしっかり考えてやっていく必要があるのかなということを感じております。

それから、もう1点の方の、環境教育という中で、まさに環境というのは時代とともに当然考えていかなければならない、よくこの議会でも何人かの方から環境問題についてはご質問いただいております。教育に関するというようなことでございますので、また、これも担当の方からの答弁がありますが、現実、この下田の場合はまさに自然が売り物の部分があるわけでありまして。特に、地球温暖化という問題が大きな問題になっていく中で、私も昨年からは、県の環境審議会の委員というのに選ばれて、大変、今環境の勉強もさせていただいているところであります。例えば、ごみの減量なんていうのも大きな、こういう中で問題点になってくるわけでありまして。大変残念ながら、この静岡県におきましては、全国のごみの量というのは減っている中で、静岡県は、この何年かは増加傾向にあるというようなことも聞いてきました。そういう中で、下田市におきましては、今いろいろ施策を打ちながら、ごみの減量化等もしているわけでありまして、数字的に申しますと昨年と比べれば3.9%くらいの減。この10年間では、16%くらいのごみの減量ができたということを担当課から聞いております。やはり今後も、いろいろ個人的にもできる、やはり各家庭がごみの減量あるいは環境問題ということをしっかりとらえながら、二酸化炭素の量を減らしていくような動きというのを絶対していく必要があるというふうな考え方を持っております。やはり、分別収集、リサイクル、これも大分定着してきまして、またさらに、これもやることによってごみの減量化にもつながってくるわけで、また、環境を守るという施策にもつながってくるのかとい

うふうに思います。先ほど、土屋誠司議員の方からも出ましたように、やはり森を、しっかり森林を守っていくということが、森林整備ですね。そういうことが水源の涵養とか、この二酸化炭素の吸収にしっかりつながってくる、大きな目で見ればそういう問題も出てきます。それから、旅館等とか企業等、よく私も都市部のホテルなんか泊まりますと、いわゆる部屋についている歯ブラシとかくしとかいろいろな物を使わないことによって、あれ何カードというんですかね、こういう何かグリーンのあれがありまして、それを持ち帰ったり使用しないとそのカードをホテル側のフロントに置いてくるとそれが、後ほどそのホテル関係では植樹、緑を増やそうという事業につながってくるというようなことで、最近は何でもかんでも持ってきたりしてですね、勝手に歯ブラシを使ったり、何を使ったりと、そういうあれがあったんですが、そういうふうに取り組んでいるホテル泊まりますと、やはり環境の重要さということを考えて、やはり歯磨きぐらいは自分で持っていこうとか、そういうようなこう考え方になってきます。ですから、やはり下田市も今後、そういう環境というものをしっかり各課の考え方を出してもらって、政策の中に生かしていきたい、こんなふうに考えています。

いろいろご質問が出ましたものにつきましては、担当課の方から答弁をさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 子育て支援の中の学童保育のことについて。

何年か前に、私が教育長になりたてですか、過般いろいろこう押し合っている中で学童保育、確かに下小に一緒にお伺いしたというふうに思います。取りようによれば、非常に学校サイドは非協力だったというふうな形がある程度仕方のない面もあるかもしれません。決して子育て支援に学校サイド、教育委員会が非協力だということでは、私はこうないと思いますが、いろいろそれぞれの学校の事情もこうあったのかというふうに思います。今、大盛況というのですか、たくさん、どんどん増えつつあって、この現状どう思うかというような形で、私も今年の夏見せてもらいました。それで、確かに指導員が大変じゃないかと、それでボランティアが云々いるけれどもというような形ですけれども、幼稚園とか保育園の先生とか教育委員会のほとんど全員が1日か2日は必ず出ようという形で、私も出させてもらいましたけれども、それから夏は暑いから扇風機をとということで、いろいろなところからかき集め、自分の家からも持ってきた子もいまして、そういうふうなこともしました。確かに、十分ではなかったけれども、それぞれ指導員の方、またボランティアの方は精一杯こう面倒見て、

指導していたんだろうなというふうに私は思います。それで、下田小学校に余裕教室がないと言いながら、何でつくし分教室が入るといふ。これは、つくし分教室が入ることは大変いいことなんだけれども、教育長ずっと、前の教育長から2代、3代続いて、余裕教室はないじゃないかということで断ったという形で、下田小学校は幾つもあるのではないかと思いますけれども、実際には3教室があきまして、多目的教室とそれからスペース、1階のスペースあそこでいいからというのであそこに職員室と保健室をつくったわけですけれども、向こうも大変そういうご無理を願ったわけですけれども、私たちはその、具体的には第2理科室というのが、図書室になりまして、パソコン室と視聴覚室が2つあったのを合体させて、それから今まで図書館の本を預かっていた資料室というのがありますけれども、その1つを空けまして、現実には視点がちょっと移動するということもありましたけれども、決して有り余った教室があったという形ではなくて、苦渋の選択として下小も受けてもらったというんですか。それは、実は、皆さんご存じのように教育共生、ともに育てる、ともに生きるというようなそういう大前提のもとで、むしろ何か障害のある子たちを別にどこかの、山のどこかに隔離して教育するというのはとんでもない話だと、むしろ健常の普通の子たちと、普通の学校の中で同居させながらともに生き、ともに育てるというのが今、大きな日本の教育の動向なわけで、そういう点で学園が、今度は建てかえて今度はあそこに分教室置けないというふうになったときにどうしようかということで、まさか田方に、伊東に持っていくわけにはいかない、賀茂地区で、賀茂地区の中でやはり下田だろうって、その下田、じゃどこでというとならばこの学校も余裕ありませんけれども、向こうの県の方針として、やはり外というより、むしろ拠点校としてこれから、特別支援教育の拠点校になる学校という形の中で、下田小学校余裕はないけれども、というようにしてこの小学校にお願いしたわけです。

それから、子どもプラン、今後のことについては、下田市放課後子どもプラン運営委員会というのを今設置して、第1回目はもう少しでやると思います。児童福祉行政並びに学校教育行政にかかわる者や学校の先生方、それから児童福祉社会教育に携わる者、放課後児童クラブに携わる者、地方自治に携わる者、それからそのほかというような形の中で、15人以内の中でつくって、今もう検討の委員も決まりつつありますけれども、早速お呼びして来年に向かってどう進めていくのかというのを早急に委員会を開いて決めたいというふうに思います。ただ、じゃあ、いつごろ、下田小学校以外、いつごろどこの学校にというような形では、また、そうすると延ばすのではないかと申すんですけれども、決して、今年度中に結論を出して進めていきたいというふうに思います。

いずれにしろ、子育て支援という大きな機能、沢登議員の質問にもありましたけれども、もうまちづくりのために子育て支援というの切っても切り離せない中で。それから私自身も教育委員会に奉職しまして、国の縦割り行政というんですか、厚生関係と教育関係の国の問題、それから市でいえば福祉事務所と教育委員会、それが今度は保育所がこちらに来たということで、子育て支援そのものの場合は福祉から移ってきたということではありませんけれども、実際に保育園が来たということ、それから、幼稚園、保育園というものの、対立ではありませんけれども、若干のこうずれというような形については、ぜひ、教育委員会に保育所の事務が来たということをきっかけにしてとってはおかしいわけですが、ぜひ、縦割り行政でない横断的にしっかりと一体となってこれから進めていきたいなというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 次に、環境教育の必要性和現状を把握した中で、今後どのような取り組みをしていきますかというご質問でございますが、先ほど議員さんの方からご紹介のあった環境教育推進法という法律が、学校とか地域とか職場で、環境教育のそういう立場の中から、環境を尊重し、協力して、育成、理解を深めて強化を図っていくということが目的になっている法律でございます、自ら進んで、努めてこの環境問題に協力して、意欲の増進をさせていくと、また学校においては体験学習とか、職場においても環境の知識の向上、また、市町村におきましては情報の提供と助言というようなことを推進していくという法律になっております。

また、先ほど議員さんの方から、グリーン購入ネットワークのこともお話がありました。市長の方からもグリーンカードのお話がありましたけれども、このグリーン購入ネットワークにつきましても、この環境への負荷が少ない製品やサービスの優先的な購入をして進める全国的なネットワークでございます、現在 2,943団体が加盟しているという状況でございます。

そういう中で、市といたしまして、ただいま環境教育という面で、環境対策課から見ますと、毎年市内の小学校4年生を対象に清掃センター、また下水道の浄化センターの施設の見学をしております、そういう見学を通しまして、ごみ及び汚水処理の状況を学習して清潔な生活環境と自然環境保全の意識を高めているところでございます。

また、企業等のお話もありますが、そういう中で現状把握した中で、今後の取り組みということでございますが、環境省の方では今、3Rというこの運動を推進しているところでござ

ざいます。つまり、リデュース、ごみを減らすため無駄な買い物はしない。また、リユース、使うものは別の使い方によって繰り返して使う。また、リサイクル、ごみの資源として生かせる分別排出のこの3Rを推進して、循環型社会の構築を推進しているところでございます。

私たちの健康や環境を守るためにも自分自身からできることを取り組んでいくことが必要であるとしているところでございます。そういう中で、一般家庭におきましては、マイバッグを持参してレジ袋を断る運動、マイバッグ運動でございます。また、過剰包装の製品を選ばない。また、繰り返して容器を使う、マイカップとかマイはし運動でございます。あと、リサイクル商品を選んでグリーン購入、再生品の商品を購入する、そして使わなくなったものをまた人に譲る、こういう不要品バンクの利用。これは、市の方といたしましても不要品の情報交換をしております。

また、今年から始めましたけれども、生ごみのリサイクルということで、生ごみ処理機の購入に補助制度を設けております。また、いろいろ食べ残しをしないような買い物をする、また調理方法を工夫するというようなことも考えられるところでございます。また、企業、特にホテル、旅館におきましては、一部ほかの市でございますけれども、ホテルのはしの回収をして、これを製紙会社にリサイクルしているというようなところもあるようでございまして、こういうことも一つの主役になろうかと思えます。

また、市といたしましても廃油を回収して燃料化したBDFを使用しておりますが、これも最近団体の方からこういうことをやっていきたいというような情報も得て、具体化するために今進めているところでございます。また、水質の浄化という面で見れば、やはりこの浄化槽の適正な管理と、また下水道の推進、接続推進が環境に対する浄化ということで大事なことになるかと思えます。

そういう中で、市としましてはマイバッグ運動、マイカップ、マイはし運動を進めるに当たりまして、まずこのマイはし運動につきましては、庁内からマイはし、仕出し弁当のそういうものについて、はしをつけてもらうという ことを断るとか、そういう運動をまず進めていければなということで考えております。そういう状況の中でいろいろありますけれども、いろいろな形でまたホテル、旅館に働きかけをしていきたいということで。

最後になりますけれども、今月末にはこの環境対策課といたしましても、このごみの問題また環境の問題につきまして、テレビで近く放映をする予定にもなっておりますので、またよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） いろいろ、環境対策課の方でもいろいろやっているということがございます。この自然が売り物であるというこの下田市において、グリーン購入ということも非常に重要なことだという認識は皆さん持っていらっしゃると思うんです。静岡県もグリーン購入ネットワークの会員であります。それはもうご承知とは思いますが、節約にもなりますので、ぜひグリーン購入ということを庁内で検討していただきたいと思います。ごみをゼロにしていくというのをまず市役所から、市役所から取り組んでください。

それから、ホテル、旅館に働きかけていくということをご答弁いただきました。本当にこれ重要なことだと思います。下水道に接続していない、あるいは合併槽をつけていない宿泊施設というのもあるかと思います。一番いけないことですので、海を売り物にしていながら、そこにお客さんを呼ぶ宿泊施設が汚水を流していたということではしょうがないですから、この辺もしっかりと指導をしていく、それが重要なことだと思います。ぜひ環境対策課も市長も一丸となりまして、この辺に取り組んでいただきたいと思います。

さて、子育て支援の方に戻りますけれども、学童保育の指導員の不足、これは教育長も見に行っていられるということですので、よくわかっていると思います。指導員さん本当に一生懸命やっておられますよね。忙し過ぎるくらいに働いてくださっています。しかし、忙し過ぎるとやはりだめなんです。子供の安全預かっていますので、少しゆとりのある、そういうことになるようにできるだけ財政面でも支援をしていただきたい。この辺をもう一度ご答弁いただきたいと思います。教育長がご答弁いただいても市長がご答弁いただいても構いませんが、施策面でやはり、財政面でも支援していかななくてはならないという認識はおありだと思いますので、来年度に向けて、きちんと予算確保をしていただきたいと思いますので、その辺のことをもう一度明確に答弁していただければありがたいと思います。

各小学校区へ配置してほしいということを書いて、本年度中に結論を出していきたいと、運営委員会の中で検討していくというご答弁いただきましたけれども、なぜこのこの小学校区ごとということに私、こだわるかといいますと、人数確かに少ないです。資料を見てもらえばわかるんですけども、下田小学校と比べると少ない人数であることは私も認識しています。なぜということになりますと、今学校再編を集中改革プランの中で行っています。幼稚園も再編していき、恐らく中学校も再編せざるを得ないということになってくると思います。そのときに、最後まで小学校区というのは残すべきだというのが私の考え方です。

小学校区というのは、親がどこに働いていようともそこに住んでいたら、大体の子供とい

うのは1年生から6年生までその地域で生活するわけです。その地域で生活するという事は、各その地域のコミュニティーを強化していくということも非常に大事なことですし、青少年健全育成の資料も、私、いただいてありますけれども、健全育成などということも含めて、子どもプランはそういうことですよね。放課後子ども教室、文科省の方の子ども教室が、健全育成の方と割合リンクした形で行われているということもありますので、集中改革プランで事務事業評価ということも行うということですから、できればゼロから、ゼロベースから新しい政策として考え直してやっていくと効率的で、よりよいものになっていくのではないかなと私思っています。ですから、その学校再編いろいろの中で、昔とはすごく違う、いろいろな状況が今生まれてきてしまっています。今後、なかなかバラ色の展望というのはないと思うんですよ。限界集落であるとか、コンパクトシティであるとか、いろいろなことを言われていますので、下田も何かこの賀茂地区もそういうことになりつつあると、将来なるのではないかとこの中で、どういうふう子供を育てていくのかということを考えて、しっかりとここを取り組んでいただきたいと思います。

もう学校再編は、やらざるを得ないという状況になってきて、この学童保育であるとか児童館的な施設であるとか、青少年健全育成しっかりやれとか、いろいろなことが重なっていますよね。重なっているけれども、それをどうにか、どうにかこの小学校区単位で、地域のコミュニティーを強化していくためにも取り組んで、生涯学習あるいは健全育成とともに取り組んでいく、何かそういう施策を私は出していってもらいたいと思っているんですよ。そういう自分の思いでありますから、これに答弁しろといってもなかなか答弁しにくいかもしれませんけれども、ぜひ、その辺を考えて、この放課後子どもプラン取り組んでいただきたいと思います。

それから子育て支援センターのこと、ちょっと割愛しますということでしたが、子育て支援センターを第3保育所でやるのはもう限界が来ているのではないかとこの認識を持っていると、昨日沢登議員に対する答弁をされていました。子育て支援センターを他の場所で、例えば公民館の利用を考えてということもおっしゃっていましたので、子どもプランというのは基本的にはこういう学校区の、学校の中でということですが、例えば、学校の中では無理ということもありますね。余りにも人数が少ないと、やれないということもあるかもしれません。そういうときには、その両方の学校の間隔的なところに公民館があるなら利用するとか、何かそういうことも考えながらやっていただけたらなと思っています。

答弁を求めるのは、予算的な、財政面で何とかということをもう一度ということをお願い

したので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 今日配られました、この放課後児童クラブの、特に夏ですね、7月、8月、この辺の人数を見ますと、今現在行っている指導員の数が足りない、これはボランティアに頼らなければならない。これ、ボランティアの方が出てこないと大変な指導員の苦労があるという中で予算づけということでございます。また、担当課の方と実態をよく把握をしながら、この夏季だけの例えば指導員の拡充ということであれば、それほど大きな予算は必要ないのではなからうかなというふうに思いますので、この辺は、担当課とまた相談をしながら前向きに考えさせていただきたい、このように思います。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 予算的なことは、私たちは誠意を持って要求していきたいというふうに思いますけれども、結局学校再編というか教育施設の再編の中で、単に子どもプランをどうするというのではなくて、やはり地域の中での学校とか、幼稚園のあり方というような形を考えていけというのは全くそのとおりだというふうに思います。やはり、学校は人数がどうだとか、そういうことだけでなく、その中の地域の中で学校がどういう役割を果たして、また、学校が地域づくりにどうかかわっていくのかというふうなことも含めて、考えていきたいなというふうに思います。

ただ、子育て支援のいろいろな活動、私も実際にいろいろな、遊び場とかそういうの行っていますけれども、本当にボランティアがいるからいいやということではないですけれども、ボランティアの人といつもその辺話すんですけれども、その人たちは、行政がちゃんとやれよというようなこととともに、ただボランティアとかそういう活動をしている人たち、非常に顔つきがいいんですね。こうやって行きながら、私たちがむしろ元気をもらっているというようなお話も聞く中で、だから私たちがよろしくということじゃなくて、そういうのと一体になってこれからも進めていきたいなと思っています。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） それでは、私が欲しい答弁はいただきましたが、最後に1つ。

今教育長が遊び場のことなどちょっと触れたもので一言。子育て支援サークルの拠点づくりということで、伊藤議員も再三やっておられましたが、本当に長いですね。この拠点づくりをすると、しなくてはならないという認識はおありなのに、これどうしてできないのか

と思いますね。これやる気があるかないかの問題だと私は思っているんですよ。せっかくこの議場に各担当課長さんいらっしゃるんで、それぞれの課の中で何とかこの子育てを支援していこうという気持ちをぜひ起こしていただきたいと思います。どこか使えるところあるはずですから。何とかなるということを下田小学校が実証してくれたわけですので、何とかすればできるわけですから、これもう早急に取り組んでください。できませんという言葉はだれも求めているので、できるということしか求めていますので、ぜひこれはお願いして、質問を終わります。

議長（増田 清君） これをもって、7番 田坂富代君の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番。1、下田市の活性化について。2、安全・安心の道。3、白浜原田区の夏期対策について。

以上3件について、6番 岸山久志君。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 清正会の岸山久志です。

初めての一般質問ですのでよろしくお願いいいたします。

今、都市部では経済も復興し、景気も上向きになっていると言われておりますが、我が下田においては景気がいいなどこの話レベルで、まだまだ低迷し、相変わらずとても苦しい生活の状況が続いております。この下田を、少しでも元気にするためには、まず消費の向上、それが必要不可欠であります。消費の向上の1つとして、皆様おわかりだと思いますが、1人でも多くの観光客に来ていただき、そして少しでも多くのお金を使っていただくことが、消費向上の大きな一因になると私は考えております。下田の町は観光産業に頼らなければならない現実もあります。今、動き始めた景観推進事業も、新しいビュースポットの開拓であろうと思う写真コンテストとか、地域会合などをやっております。また、観光としても大いに期待できる事業と思っております。

そこで、下田市活性化のまず1番としてお尋ねいたします。多分、景観推進事業の3年計画の内容も、昔作成された景観などの小冊子同様、今回も旧町内や白浜から田牛までの海岸線に関しては、当然いろいろな案が出て、また、討議され、そして多くのページを使うことでしょう。しかし、今まで割とページの少なかった大賀茂や大沢、下田の水源でもある稲梓地区など、旧町内と同じように掘り起こすと何かおもしろい面が見えてくるのではないかと思います。先ほど土屋誠司議員や田坂議員からあったような、水や森を守り、そして大事に

育成するこのようなことも踏まえて、この3地区に関する景観計画はどのように考えているか。そして、また、今回の景観推進事業が、観光客の誘客にどのようにつながっていくかをお尋ねいたします。

次に、消費向上には、人口を増やすということも考えられます。今、私と同じ年代の、世に言う団塊の世代の人々が退職を迎える時代になりました。当時の下田中学は、50人クラスが7組とか8組あり、現在と比べると約5倍の子供たちがいたわけです。少子化の今では考えられないくらい多い生徒数でありました。団塊の世代、ちょっと幅が広いんですが、昭和2年度生まれから26年度生まれの6学年で下田市においても、3,898人が市内の中学校を卒業したと言われています。その3割が下田に住んでいたとしても、残りの2千五、六百人が市外にいるわけです。その人たちが、家族を連れてこの下田にUターンしていただいたら、何と人口軽く3万人を超えてしまうわけです。現実、私の友人たちも下田に帰りたい、下田に帰ろうかなと言っている方が何人もおります。そして、Uターンに関しても下田の地は、海や山そして海の幸山の幸に恵まれた上、気候も温暖であるというUターンには最高の自然環境の中にあります。最近テレビなどでUターン、Iターンの人たちの自給自足とかの田舎暮らしのような番組が放映されています。そのような番組を見ていると下田はUターン、Iターンに最適、最高な場所と思われる。この団塊の世代などのUターン、Iターンの受け入れに対して下田市として具体的な取り組みがあるかご答弁をお願いいたします。

また、段階の世代は、60歳もしくは60歳間近、当然一番心配なのは、医療体制でございます。市長も身をもって体験されているので、よくおわかりと思います。一刻を争う病のほとんどは頭と心臓です。下田においても、脳外科と循環器科の手術のできるような施設があれば天城を越えなくて済むわけです。このような手術のできる医療体制ができないものか質問いたします。

3点目に、下田国際カジキ釣り大会について、質問いたします。

今年も、7月19日から21日まで開催されたカジキ釣り大会は、船107隻、そして517人の参加がありました。下田で開かれているイベントの中では、年々増え続けているという唯一のイベントと言ってもいいでしょう。この間、下田における経済効果は約5,000万あるとも言われております。この大会は、日本で唯一国際と名のつくカジキ釣り大会であります。今後のPR次第では、日本全国はもとより世界にもアピールできるイベントと考えております。今、いろいろな町がカジキ釣り大会でまちおこしや誘客になるようにと取り組んだり、また、これから取り組もうとしています。下田市においては、このカジキ釣り大会に対し、応援体制

がまだまだ弱いのではないかと考えます。これから、もっと盛大になり誘客にも直結するであろうと思うこのイベントは、今年で 29回、来年は 30回目という節目の大会を迎えます。下田市のより積極的な応援体制を望みます。これについて、市長のご答弁をお願いいたします。

次に、安全・安心な道について質問します。

市民への安全・安心な道は行政最低限のサービスと考えております。降水量 150ミリや 200ミリで交通どめになってしまう道路、すぐに陸の孤島のようにになってしまう下田、観光にも大きな影響があります。一日でも早く災害に強い道づくりが望まれております。市内にも危険と思える箇所が幾つか見られます。そこで質問ですが、市内には大雨になるとすぐ冠水してしまうところが何カ所もあります。市としては、その対策が進んでいるのでしょうか。旧町内においては四丁目消防署付近、下田八幡さんの前、新田、そして西本郷は城山付近、中ガード下など何カ所かあります。その付近の方々は大雨の予想のたび毎回土のうを積んだり、通行どめの馬を出したり大変な思いをしております。下田市として、どのような対策をしているか、お伺いいたします。

それから、このすぐ近くに、割と広い水路のようなものありませんかと聞かれました。どこか知り合いの家を探している観光客かなと思い、中原かと、その辺かなと考えていたところ、何かおもしろい通りでしたと言われて、もしかしたらペリーロードかなと思い教えました。やはり水路なんだ。やはり川底がコンクリートだからそう思うんだと思います。そこで、平滑川の川底を昔のように川砂でカヤの茂った川に戻せないものでしょうか。昔見た映画、たしか青い山脈だったと思います。そのとき写った情緒あふれる平滑川の状態が忘れられません。平滑川のあの辺りは県の管轄ですが、もし、冠水など災害の原因にならなければ、ぜひとも検討し、また、県にも要望していただきたいと思います。ペリーロードは旧町内の大事な観光スポットです。より風情ある美しい通りにしたいと考えます。

次に、下田中学です。

下田中学の通学路に危険と思える箇所は多くあり、その安全対策についてお尋ねします。また、下田中学の通学路は、敷根側では風雨の強い日は風が回っていて、傘は壊れる、制服はぐしょぐしょ、大変な思いです。このことは、教育長も当時通っていたので、よくわかると思います。また、岩下側は、道路幅が狭い上、かなりの交通量で交通事故の危険性が非常に高い通学路であると思います。そして、防犯の面でも問題があると聞きます。そこで、話は飛躍しますが、今後跡地となる下田南高に下田中学を移転できないものか。また、移転の検討はなされているか、お伺いいたします。南高がなくなり、マイマイ通りや旧町内を学校

帰りに歩く生徒たちの姿が見られなくなる状況を想像すると本当に人通りも寂しくなります。もし、下中が南高跡地に移転できたら、その想像される寂しさもわずかではあるかもしれませんが、カバーできるのではないかと思います。また、耐震工事をしたばかりの南高校舎を解体しなくても済みます。以上について、答弁、お願いいたします。

昨日、県有地なのでそろそろとの市長の答弁もありましたが、飛躍した話でありますので、よろしくお願いいたします。

最後に、白浜原田区の夏期対策についてお伺いいたします。

白浜大浜は、東京より下ってきて初めて接する白い砂浜と言っても過言ではないほど、伊豆半島を代表する海水浴場であります。今年は7月、8月において約25万人の海水浴客が来りました。7月の海の日の来そうでこなかった台風騒動、例年より非常に遅れた梅雨明けと悲惨だった7月の来客数のことを考えればまずまずの数ではなかったかと思えます。原田区の夏期対にしても押し詰まった時期からのことでありましたが、区民の方々の努力やさまざまなボランティアの協力と市当局のご苦労もあり、無事に終わったことと思えます。しかし、今年も相変わらず約12社と言われるデリバリーそして不法営業が白浜大浜のイメージダウンを招いております。この不法営業は少ないところで70万、多いところでは1,500万の利益を得ていると聞きました。この売り上げは、下田市の消費向上には何の役にも立っていません。ただ、外へ流れていってしまうのです。このようなことを踏まえ、今年は原田区が受けた夏期対策が来年どうなるのか、また今年の状況はどうなったのか、反省会等はまだ終わっていないようですが、市当局のわかる範囲で結構ですので、お伺いいたします。

次に、これは、何人かの方々から言われたことですが、原田区にかわって、例えば白浜大浜を愛する会というような、原田区住民主体の第三セクターのような組織をつくり、その組織が夏期対を運営するということはできないでしょうか。このような形にすれば、毎年安定した夏期対の運営ができるのではないのでしょうか。このようなことができるか、質問いたします。

また、これは私の考えであります。これから不法営業やデリバリーに対処するには、浜地での海の家しか考えられないように思います。浜で、不法営業やデリバリーが営業できる余地を与えないことが一番の対策と思います。また、海水浴客の道路横断による交通渋滞の緩和にもなります。もし、浜地に海の家を出店するとなると、今後条例等の改正も必要となる可能性もあります。当局としては、どのような考えがあるのかお尋ねします。

美しく白い砂浜の白浜大浜を、家族連れが安心して泳げる海水浴場に一日でも早くなるこ

とを強く望みます。

以上で主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それではここで10分間休憩いたします。

午後 2時 0分休憩

午後 2時10分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、6番 岸山久志君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） それでは、順を追って答弁をさせていただきたいと思います。

まず、下田市の活性化の問題で、今市が取り組み始めました景観計画の推進事業に絡めての活性化というご質問でございました。

今年の4月1日から下田市も景観行政団体となりまして、今後3年間の中で最終的には景観計画の策定、それから条例の策定とこういうところへ進んでいくわけではありますが、現在は6地区に分けて、景観まちづくり会議というものを開催中であります。市民の方々に参加をしていただきまして、自分たちの地区の気に入っている景観、こういうような情報だとかいろいろなものを市民の声を聞きながら、それを取りまとめをしているわけではありますが、第1回目の会議は、この9月19日に大体6地区終わる予定であります。今後はそういうものを受けながら方針に向かって課題の整理をしていくという計画であります。

議員がおっしゃった、いわゆる旧町内それから海岸線、それが中心というようなお話でございましたけれども、そうじゃなくて今回のこの景観計画は全地域であります。ですから、当然のことながら稲梓とか大賀茂、それから山の中の大沢とか、こういう地域までも含めて下田市全体の景観づくりをしていこうというような計画でまずあるわけであります。

実際にこの、自然がすばらしいまち、それからまた歴史的なものを背景に持っているまちでありますから、下田らしいすばらしい景観計画というのできる。それから、今後のいろいろなものを守っていくための条例制定、こういうことをしっかりつくっていく予定がこの

3年間の計画であるわけであります。

それが、実際にはどのような形で誘客というのに結びつくかということは、これはなかなか長期の課題になってくるかと思いますが、しかしながら、絶対この景観を守っていくということは、大事なこの下田市の将来を決めるまちづくりの基本になっていくのではなからうか、こういうふうに思います。

例えば全国的な例、これは景観とかまちなみ保存とかというものに絡んでくるわけでありますけれども、この議会でも議員の方々が視察に行かれました滋賀県の長浜辺りは、多分一番最初にあんなふうなお客が来るようなまちになるという発想は全くなかったというふうに思います。たしか昭和63年ですから、今からもう20年ほど前でありますけれども、黒壁の銀行が取り壊されるというのを何とか残そうというところから発想が出てきて、当時そこで役員の方々が、これ本当かどうかわかりませんが、壊されようとしている黒壁の銀行の前に立って、いろいろと話をしている1時間の間に、人通りがあったのがわずか4人、犬1匹。これ本当かどうかわかりませんが、そういうことが伝えられているところからスタートして、今や200万人ですよ。私どもも一昨年、昨年だったか、下田の市民の方々と越前市を訪問したときに、その長浜を訪問しまして、フラワー都市でしたか。市民の方々と一緒にそこを歩いて見てきましたけれども、大変やはり多くの方々が歩いていました。そういう一つのこうきっかけで動いたところが、やはり、まさかと思うくらいの200万人のお客をそこへ呼び込むようなまちができて、そうすると当然、当時は批判的だった商店街の人たちが、じゃ我々も少し店を改装して、黒壁みたいな雰囲気を出していこうと、協力体制が出てきた。やはり全員の力の結集でもって今の姿があるわけですから、これは、すぐにどうこうという誘客に結びつくものでもありませんが、やはりそういう姿勢。それから市民の方々にも、そういう事例を挙げて協力依頼をしていきたいと思えます。

もう一つは、議員の方が行かれた大分県の豊後高田でしたか、あそこもやはり昭和のまちなみみたいなものを残して、それがもう、すごく大きな力となって、多分十七、八軒のお店がそういうレトロ調の雰囲気を出すことによって、大変な誘客につながってくる。ですから、もう本当に下田の場合は、果たしてどういう形になっていくかわかりませんが、やはりこの景観というのは、下田の場合はすばらしい景観を持っていますので、この辺をしっかりと取り上げながらやっていくことが、また将来は誘客に絶対つながってくるという信念で今、担当課も市民との話し合いに入っていますので、やはり市民の方も多くこう入ってきてやる計画づくりでございますので、しっかりとした考え方で進めていきたい、このように思いま

す。

それからIターン、Uターンの受け入れの問題で、現実市の方は具体的な取り組みはどういうふうに行っているのかというご質問でございましたけれども、昨年も多分この議会でお二人の議員の方がこのIターン、Uターン今後は絶対この団塊の世代の方々、取り組む施策、これはやっていくべきだというご質問を受けたわけでありましてけれども、今現在、いわゆる昔は定住ということがよく言われたんですが、今はそうではなくて、何ていうんですかね、二重生活というか、2つの地域……、二重生活というのはおかしいな、2つの地域、言葉で言えば交流居住ですか、いわゆる都会に住んでいる方も都会にこうも持っている、1年間の何割かはこっちへ来ていただくとか、行ったり来たりするとか。これは大変大きな問題になっている、やはり病院の問題なんかも絡んでくるんです。ですから、そういう中で、下田市がどういう道を求めていくのかということで、今、担当課にしっかり考え方をつくらせてもらっています。この、いわゆる今2地域の居住者というのは、全国でも100万人以上の方がいるわけなんですよ。要するに、例えば都会に住んでいても何カ月かは下田にとか、いろいろなところへこう回って、そういう生活をしている方が100万人以上います。これが3年後の2010年には、これが約200万人くらいになる。それから、2020年には680万、2030年には1,000万を超えるこういう生活の仕方が出てくるというのが総務省の方から発表されています。まさに、下田辺りが都会から本当に3時間くらいで来れる地域ということで、本当にベストなところというふうな位置づけをしております。

今現在、この計画につきましては、昨年10月より賀茂の支援局の指導によりまして、下田市だけでなく、賀茂郡全域、6地域でこの計画づくりをさせていただいております。これは、里山生活応援クラブという名前でもって、下田初め5つの町みんな、考え方を持ってつくっていくわけでありましてけれども、今年10月に東京で行われますふるさと回帰フェアというのがあるんですけれども、ここにも下田を含む賀茂地域でブースを持って都会の方々に説明をするというような企画を持っています。それは、まだ合併はできていませんけれども、下田と賀茂郡全域の地域の同じパンフレット、中に全部そういう地域の良さを入れたものを出していこうというような形でパンフレットを今つくって、この今月中にはもう出来上がる予定であります。それから、あとは、地域事情をよく掲載する入門編だとか。現実には、地域にもう住んでいらっしゃる方がいらっしゃいますよね。今言った交流居住でこう住んでいらっしゃる、それで成功しているの方々、そういうの方々を取り上げて、何でこの地域に来て、大変いい人生を送っているかという事例を入れた達人編というようなのも、やっていきます。

下田市独自といたしましては、この下田版の交流ガイドブックと いうんですか、やはり失敗する方もいらっしゃるわけですよ。下田に逆に土地を求めて、家を借りて住んでみたけれども、何カ月住んでみたら結局うまくいかなかったとかってまた帰ってしまうような、そういうことがないように事前にいろいろな情報を提供するために、今こういう、下田で暮らすための志願書ということのご案内、これ1冊見れば下田というまちはこういうものだということがわかるようなものをつくって、何か問い合わせがあったときにはこれを差し上げる、こういうような形で下田の紹介をしていこう。これできたらぜひ見てください。これ1つ あると結構議員の方も便利だと思いますので。どこの病院がどういう診療科目があるとか、いろいろなことまで書いてございますので、ぜひ、できたらまたお配りしますので、見ていただきたいなというふうに思います。

それから、こういうものができたときに、県の方でサイトを持っています。この中にこういうものを入れてPRも、またホームページの中をつくってやっていきたい、こんな計画をしております。

議員の方からもう1つ質問で、やはり脳外科とか循環器科という大変大きな問題があるわけでありまして、そういう体制づくりという ことでございますけれども、実際には今回の議会の中でも出た医療問題の中では、この脳外科とか循環器の例えば手術ができるような病院はとてありませんし、共立でもないわけですよ。実際には私自身がああいう心臓の問題を起こすと、やはりそういうしっかりした病院まで搬送されなければならない。これは、小児科とか産婦人科と同じように、大変お医者さんが足りない分野でありまして、これを今後、この地区に整備していくというのは、大変な、至難のわざであります。ですから、いかに何かあったときにこう素早くそういう病院に搬送されるシステムづくりのが必要でありまして、今、ドクターヘリが大変効率を上げているわけでありまして、順天堂の先生に聞いたんですけれども、今大変なこうドクターヘリの利用率が多いわけですよ。病院側では連絡をいただいてからヘリが出るまで3分できるそうです。すべてのそういう状況に応じた先生、それから救命士、看護師、そういう方をヘリに乗せて出るまでの時間が3分間でできる。この下田までは 15分で来ますよね。ですから単純に言えば、 15分プラス帰りの15分ということにいけばかなりの短い時間で行けるわけでありまして、私自身は雨 の日だったものでドクターヘリ飛びませんでした。救急車で行ったんですけれども、やはり1時間20分くらいはかかりました。ですから、時間の問題とすれば、やはり今我々が一生懸命やっている、いかに道路整備、そこまで行けるような縦貫道の整備とか、ああいうものをや

はり急がなければならないという問題点もこういうものに絡んでくる。なおさらこういう事例を挙げて、県とか国にしっかりまた支援を仰いでいきたいというところまで、今考えているところであります。

それから、カジキ釣り大会の問題でありますけれども、今年が 29回、来年が 30回という大変記念すべき年になります。カジキ釣り大会を見にいった方はよく、イベントのすごさというのを理解をされるのではなかろうか。議員が今おっしゃったように、この経済効果は本当に5,000万以上超えているというふうに思います。油の提供だとか、市内の宿泊だとか、市内で使われるお金、これは本当に、うその話ではないというふうに思います。あの距離を走るだけでも結構な燃料を使います。それが地元のところで供給されているというようなことを考えますと、大変多くの方々が来られます。これは今まさに、下田の場合は国際という名前を使っているわけでありまして、内容的には、世界一の大会になっています。よくハワイとかメキシコとか、向こうの方にもあるんですけども、来年は 30回ということでハワイの方からお客さんが来られるような大会であるということも聞いております。こういうことを考えますと、いかにこのイベントに対して、市民の方々が物すごく今協力しているんですよ。多くの方々がこのイベントのために準備をしたり、運営の中に入ったりしてやっています。そういう方々からも、ちょっと市が冷たいんじゃないかと、何も支援しないじゃというような、いろいろな側面的な支援につきましては、県の方にもいろいろお願いをして、いろいろな法改正というか、静岡県が本当に早くこのスポーツフィッシングを認めるようなことをやったものですから、その波及効果で東京都なんかだんだんそういう介助してくるような動きになったことは事実であります。ですから、そういうことに対しては、市に対しては、感謝をしているんですけども、やはり、これだけのイベントに育っています。それから、日本中からお客様が来ます。そういうことを考えると、やはり、来年は 30回という冠を持った大会になりますので、商店街の方々も何か、今、前夜祭は漁協のところでやっているんですけども、商店街の中で前夜祭をやりたいと、そうするとそのお客さんがみんな商店の中に、要するに飲食店とかいろいろなところにこう流れていく要素があるということで、そんなお話も聞いていますので、何とか支援策をしっかりつくって、応援体制をとっていききたいというふうに思います。この間の7月のイベントはやはり潮が、温度が低かったものですから釣果は多くなかったんですけども、この間終わった須崎の船主組合等がこうやっているビルフィッシュ、ビルフィッシュはすごかったですね。もう入れ食いぐらいカジキが釣れました。僕も後から行ったんですけども、次々と船が帰ってきてでかいカジキを。

本来はスポーツフィッシュですからタグを打って流すというのが原則になっているんですけども、やはり初めて釣った人はどうしても写真を撮りたいものですから揚げるんですよ。でも、多くはタグ・アンド・リリースということで、タグを打ってまた放流していくんです。そうすると今の場合、放流したタグの打つ、いろいろなタグがあるんですけども、これが人工衛星でキャッチされて、下田で捕らえたかカジキがどこまで行ったかということがわかるような仕組みになっています。ある程度の時期になるとそのタグが外れて水面に浮くんですね。それを人工衛星がキャッチして、下田でタグを打ったカジキが今例えばハワイの方にいるとかということも見れるような、そういうすばらしいスポーツフィッシングということで、この下田がまさに注目をされています。この下田のイベントをとりたいという全国の町が名乗りを上げたんですよ。例えば和歌山の方かな、とか最近では御前崎の方もやり始めましたけれども、よそがやはりこのメインイベントを持っていきたいということで、行政が結構お金を出したりして、応援体制をとり始めたんです。ですから、せっかく下田で育って30回を迎えるこのイベントでありますから、やはりこれはもう下田しかないというようなイベントにやっていくためにも、ぜひ応援をしていきたい、こんなふうに思います。

それから、安全・安心の道というご質問の中で、大雨のときの町内の冠水等問題含めて、これまた、特に名指していろいろな場所ということも出ていましたので、担当課の方からまた答弁させますが、1つ、下田中学校、南高へ移転したらどうかという、これ結構乱暴な話かなというふうに僕は受けとめたんですけども、確かにあの通学路がね、いろいろな問題があるかと思いますが、今の下田中学校の環境ということを考えたら、例えば、学校の建物の面積とかグラウンドの面積とかといったらもう本当に賀茂郡一の中学校ですよ。陸上なんかでも200メートルのグラウンドしっかり確保できていますし、いろいろな屋外のクラブ活動なんかには最適な今、状況でありますし、テニスなんかもこう別のグラウンドをつくってやれるような状況で、ですから、校舎自身も大変ゆとりを持った広さの校舎ということであります。ですから、周りに敷根公園があったりというようなことで、通学路の問題はあるかと思いますが、先般もお話したように、まだ南高の跡地は県有地でありますから、そこに持っていくということは今のところはほとんど考えはできないという。1つは、耐震化というか、今の校舎を壊さなくても済むじゃないかというようなお話も一理あるかもしれませんが、でも、わざわざ中学校をあそこへ移転するというような構想はほとんど不可能というような形で、私の見解とすればそういう答弁をさせていただきたいなというふうに思います。

最後の夏期対の問題であります。また違った面からのご質問等がありましたので、担当課の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 大雨の際の冠水対策でございますけれども、以前にもちょっとお話が出ましたけれども、議員もご存じのとおり、大雨のほかにも高潮であるとか、干満の関係いろいろな中で冠水が起きて地域の方にはいろいろな迷惑をかけていると、その中で具体的に何カ所かどうなんだという、対策はというご質問ですので、箇所ごとですけれども、1点目の翔山のところにつきましては、前に排水路、線路沿いに排水路があるわけなんですけれども、あそこから伊豆急さんの暗渠の横から敷根川に抜けるところについて、ちょっと暗渠になっておりますので、その前面、その前まではきれいに暗渠もないきれいな流れをしていますので、その暗渠も部分がかんして堆積があるのかなということで、ちょっと潜って調べてみたいとは思っております。それでも堆積があれば、除去すれば一定の解決策にはなるのかとは思っています。

それから、2点目の、南高付近から四丁目にかけてでございますけれども、2級河川の平滑川になるかと思っておりますけれども、そこにつきましては、現在、県さんの方で県道の改良ということで、南校の方から流れてきて県道にぶつかって県道を横断するところが、若干のクランクになって、ボックスになっているということで、そのクランクの部分から現在の道路工事にあわせて、平滑川も滑らかな曲線に改良して、若干横断も広まるということがありますので、その辺の状況によって変化が、よい方の変化があらわれるのではないかという期待をしていますので、それらの状況を見ながら、その付近の排水の検討は考えてみたいと思っています。

それから、八幡さんの前の付近につきましては、八幡さんの前から河口といいますか、稲生沢川といいますか、大川端の方に向かって排水路があるわけなんですけれども、その排水路の機能が十分機能を発揮していない可能性は確かに否めないと思っております。一部下流側を改修しているんですけれども、その上流が八幡さん側といいますかそちらがどのような改良ができるのかというのは非常にまちなかであって、暗渠になっているとか、いろいろな難しい部分がありますが、そこを何らかの形で考えないと。それを何か手だてしたからすべてが完全になるというわけではないと思うんですけれども、一定の効果は出るのかなということで、その辺はちょっと長期的な話になるのかということで、調査・研究はしていきたいと思っています。

それから、もう1点、ガード下、中のガード下につきましては、県さんの方もまだ具体的な方策が、どのような方策がいいかというのはまだ持っていられないようです。県さんだけでなく、当然そこには排水路が、市の排水路が絡んでおるわけですので、県さんの方と市の方とじゃどうするべきかということが前にも出ていますので、少し協議をしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それから、平滑川の河床のコンクリート張りの件なんですけれども、それを自然の川にすればという、確かに自然の川にすればそれは景観上は好ましいことはわかります。ただ、平滑川の下流側につきましては、河川護岸を自然石で積んでいます。その保護の意味もあって河床コンクリートにしています。それが1点と、それから流下能力を高めるためにも、やはり2点目として河床をコンクリートにしていると。もしそれをやめて、自然石あるいは自然の川に戻すということになれば両方が当然護岸も危険性が出てくる、あるいはその流下能力が、低下によってさらにまた浸水の原因にもなってくるということで、現時点では、どうしても河床、今のコンクリート張りの方がよいのじゃないかなという判断はしております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） それでは、白浜原田区の夏期対策についてのご質問を答弁いたします。

まず最初に、白浜の今年の状況はどうだったと、また、来年はどうなるのかというご質問ですけれども、今年のご存じのとおり6月10日にばたばたと決定したようなところがございまして、原田区が受託していただいたわけですけれども、これは地元の海は地元で守るという区民の皆様の気持ちのあらわれだと感謝しております。それで、ご存じのとおりそういう状況でしたので、今年やはり最低のもありましたけれども、安全対策、それからきれいな浜、ごみ処理がどうしても主な管理体制になってしまっております。来年からは、基本的にはやはり市の方は、今後も原田区に夏期対策を継続していただきたいという考えを持っております。それが、将来にわたって、地元にとっても有益だという考えをしております。それから第三セクターのような組織という表現であったと思っておりますけれども、ちょっと表現がわかりませんが、第三セクターならば問題がございません。これはもう公共的団体ですので、そのまま出来ると思っておりますけれども、第三セクターをつくるかどうかというのはまた別の話でございまして、市の方、官民一体となった組織になりますので、そういう組織が早急に出来るかどうかというのは、またなかなか難しい話になってきますので、研究はして

みたいと思いますけれども、早急になかなか出来るものではないように思っております。これは第一セクター、第二セクター、別の第三セクターという意味ですよ。

それで、もう1点、浜で営業できないのかということで、もしかしたら条例改正が伴うのかというような質問があったかと思いますが、これは、私たちが、白浜でいいますと原田区、ここが公共的団体として夏期対原田支部で、浜で営業するということは何の問題もございません。条例改正も必要ありません。今の条例でそのままできることになっております。

以上です。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） ご答弁ありがとうございました。

ちょっと、景観推進のことでご質問します。まちづくり会議が始まったということですが、どうもメンバーを見ているといつも同じような顔ぶれ、そのように思っています。結局また同じような景観の冊子が出来るかもしれないと、かなり危惧しております。その辺ももっと新たな人材を掘り起こして、皆様方、課長の皆様方も議員の皆様方もいろいろな各地から出ておりますので、こういう人間がいたらいいよとか、そういう方々を推薦していただいて、もっとより広い知識を得るような会議にしていきたいと思います。それについていかがでしょうか。

また、この景観に準じてですけれども、今の、昨日の鈴木議員からありましたとおり、商店街は、非常に大変でございまして、昨日市長がおっしゃったように、商店街の方からアイデアを出して、それで行政が動くという話を聞きましたが、現状、今の商店街の状態はもう日々の暮らしで手いっぱい、なかなかそこまで頭と体が回らないという現状であります。ですので、ぜひこの景観推進事業で、商店街はこのような形で、このようなことをするといよとか、こういう指針というか指標というか、そのような感じを出していただくとありがたいのではないかと思います。

そして、病院につきましてですが、確かに医者が少ないということは聞きますが、できれば手術だけでいいですので、施設とスタッフがあれば何とかできます。今後合併を考えますと対象の人口が約5万人程度いるわけです。その5万人の人間が安心して住める伊豆になるわけです。それを考え、ぜひとも前向きな形でできたら。そしてちょっと飛びぬけた、また飛躍したか飛び抜けた話なんですけれども、最近市民病院とか県立病院はかなり財政的にも困難して、市民病院、県立病院を合併して運営していこうという話があります。また、

逆をとると、市民病院と県立病院、合併できるということは、県からの応援も可能だということでもあります。その辺を含めて、新たな病院づくりその辺も考えてはいかがかと思 います。

そして、Iターン、Uターン組のことなんですが、すみません、担当の課はどのような課になりますか、それについての担当課というか、担当の部署は。その辺のお答えお願いいたします。

そして、カジキもやはり言えることなんですが、市として具体的にどのような応援をいただけるか質問します。今年話を聞きますと、当日のスタッフ的なこととか前日の準備段階、その辺は市の協力をいただいたということではありますが、駐車場を県から借りるに申請が前日。できたら事前から会議等に出席していただいて、そういう状況の起こらないよ うにと いう要望がありましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

そして、夏期対の売店の件なんですけれども、はっきり言って不法営業をなくすには、海の家が出来ても1店舗や2店舗の海の家では意味がないと思います。完全になくすためには、その不法営業の入るすき間をなくす、それが第一だと思いますので、その辺も踏まえての条例改正の可能性ということで質問いたしましたので、お願いします。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） まちづくり会議のいわゆる参加者が、いつも同じメンバーじゃないか ということで、これに当たっておる担当課の方から、どういう呼びかけをしてどういう方が市民として参加しているか、また報告させます。

それから、商店街の指標というか、商店街からこんなふうにとというのはなかなか出せない というのにちょっと情けない気がします。これはやはり、例えば通りごとあって、それぞれの通りのあれは持っているわけでありますから、そういう中で、例えばいいじゃないですか この通りはこういう考え方持っているけれども何かいい制度がないとか、どんなのがない とかそんなことまで全部市にですね、おまえら考えるというこ とではちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますよ。

やはり、商店街への指標というのは、確かにこの景観行政団体の中で、景観の計画が出来ればやはりまちなかの商店はこんなふうな感じでやっていきましょうよというものは示されますけれども、商店の方々がですね、おれたちは何にも考えができないからという、今議員さんがそうやって見せていますけれども、今日のチラシに入りましたけれども。やはりそれぞれの方々は、例えば香煎通り、昨日も出ましたけれども、こういうイベントを打ってやっ

ていくとかなんとかという、そういう動きができるということは、そういう考え方を持っている方がいらっしゃるわけですから、そういう中で話し合いをして、勝手に市がこの地域にこんなものをつくるからおまえら協力しろじゃなくて、こういうふうなあれにしたいから、こんなふうなものはできないかとかって、そういうことの提案というものをやはり自分たちでつくり出してくる。

さっきの長浜の問題だってそうじゃないですか。行政がやったわけではないですよ。そういう人たちがこんなふうな形でというアイデアから出てきて、やはりこういう結果になっているわけですから。行政に何でも、行政が考えてこういうことをやれやれというのを待っているというもう時代ではないということだけは認識を是非していただきたいなというふうに思います。

ですから、今民間の方々でも動きあるじゃないですか。お店の改装という問題については、ある看板屋のオーナーがいろいろなアイデアをこうつくって提示して、こういう店舗改装したら絶対観光客はのぞきますよというようなことで、何軒かがそういう会の中に入って、自分でこうお店を改装していこうというような動きまで出てきているわけですから、やはり努力はしていただきたいなというふうに思います。

あとは担当課の方から答弁をさせます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） まちづくり会議の人の集め方といいますか、なんですけれども、実はそういうのは僕も悩んでおります。議員のご提案のような案内にさせていただければ僕も非常に助かるわけです。何回か祭り会議やっておる中でも市の人の集め方は下手だ、おまえら何やっているんだとおしかりを何回か受けています。僕らのとれる範囲は、知っている人に声かけたり、最低限の広報誌、伊豆新聞であるとか、SHKであるとか、市の回覧であるとか、そういったものは十分使っておるんですけれども、そんなものだけで頼っているからだめなんだというおしかりは受けています。では、どう打開すればいいのかというのは、もがいているところです、正直なところ。そういう意味で、出てきた方に直接手紙を出したりすることもあります。いろいろな手だては使っているんですけれども、なかなか。でも 20何名かは先日も、議員さん出席してくれた会議にも集まっていたいただきましたけれども、そういったことで、ぜひ議員さんの提案を、皆さんも僕の方に届けていただけるとありがたいと思っています。いろいろ僕も、友達を通じたりその会議に出席した方を通じたり、直接やはり声をかけるですか、来た方がまただれか1人連れてきてもらうとか、直接そういった動きの

方がどうもいろいろの中では集まりやすいのかなと。ただ、いろいろ、これから景観ということの話題性といいますか、まだまだ低い部分もあるかもしれないけれども、自分の興味を持つ部分には参加するけれども、そうじゃない部分にはなかなか参加しにくいという部分もあるかもしれないけれども、いずれにしても頑張ります。終わります。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） Iターン、Uターンの関係の担当ということでございますが、そういった意味では交流居住関係につきましては、私ども企画財政課の方の担当でございます。先ほど市長の方が申し上げましたとおり、そのいわゆる団塊世代等々の郊外からの誘致の関係につきましては、資料、冊子等を今作成中であります。今後、おいおい内容については充実をさせていきたいというふうに考えておりますが、やはり一番ポイントとなるのは、実際に下田の方にお住みになったときに、現実にその地域のコミュニティーとのかかわり、要するに、端的に言えば区費がどうだとか、区民のボランティア活動がどうだとか、そういった細かい点まで、ある程度事前にお知らせをしないと現実と理想とはまたバッティングして、非常に理想と違っている状況も起こり得ますので、今後はそういう細かい点まで少しずつ充実をさせていきたいとこのようには考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、カジキ釣り大会の件で、具体的な応援ということでございますけれども、市のやるべき県からの借り受ける部分とか、どうしても民の方でできないものは必ずうちの方でやっております。そして、補助金は2年ほど途絶えていますけれども、これは努力しますと、担当課は努力しますという答弁にさせていただきます。

駐車場の問題なんですけれども、駐車場の申請が遅れたんではなかったと思うんです。今年の問題は、申請した開会式をやる場所に不法駐車があって、それが何台もあったもので、それをどかすのに大変なことになったということで、来年からは早くから張り紙をしたり、どけてくださいというようなことでPRしていけば大丈夫と思っておりますので、その辺は今年の反省として来年から気をつけていきたいと思えます。

白浜大浜の件の売店の件ですけれども、私も議員と全く同じ考え方です。要するに経済封鎖といいますか、言葉悪いけれども、経済戦争に持っていくしかない、それで排除していくという考え方は私も持っています。それをやるには、なかなかすぐに売店が幾つもできるという状況にはなりませんけれども、徐々にそれはやっていかなければ、いつまでたっても

同じ状況が残ってしまうと思っていますので、ご指摘のとおりそういう方向からも探っていきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） もう一度、カジキ大会なんですけれども、市の職員を事前に会議から出席させるということは、どう考えておりますでしょうか。そして、私と同じと言ったその売店運営の件なんですけれども、条例改正、それについてはどのようにお考えでしょうか。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） カジキ釣り大会の打ち合わせは、市の職員は必ず出席していると思っています。夜ですので、全員行くということはないですけれども、担当または係長、課長、だれかが参加をしていると思っています。たまたま行けない日があったかもしれませんが、必ず出るようにはしております。

それで、白浜大浜の方の条例改正ということですが、必要ならば改正しなければなりませんけれども、今の売店を出す話では条例改正をする必要はないと思っています。それは、今の条例で売店は出せますので、それを大きくしていくというのはなかなか難しい話ですけれども、それは条例上、違反ではございませんのでやっていきたいと思っています。

以上です。

議長（増田 清君） 結構ですか。

これをもって、6番 岸山久志君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日15日から17日まで休会とし、18日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時56分散会